

平成 25 年 6 月 14 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

理 事 長 堀 江 武 殿

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監 事 前 島 宏 敏

監 事 小 林 健 一

監 事 白 杵 徳 一

私たち監事は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の財務諸表及び決算報告書について監査しましたので、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、以下のとおり、監事三名の一致した意見を提出いたします。

平成 24 事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見

1. 独立行政法人通則法第 39 条に規定する会計監査人新日本有限責任監査法人による機構の平成 24 事業年度のすべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、勘定別利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)及び勘定別附属明細書（以下「勘定別財務諸表」という。）及び法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書及び法人単位附属明細書（以下「法人単位財務諸表」という。）並びに勘定区分ごとの決算報告書に関する監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
2. 機構の平成 24 事業年度の勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表は、法令及び諸規程に従い、機構の財政状態、運営状況を適正に示していると認めます。
3. 勘定ごとの決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

平成 25 年 6 月 14 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

理 事 長 堀 江 武 殿

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監 事 前 島 宏 敏

監 事 小 林 健 一

監 事 臼 杵 徳 一

私たち監事は、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「機構」という。）の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの平成 24 事業年度の連結財務諸表について監査しましたので、独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、以下のとおり、監事三名の一致した意見を提出いたします。

平成 24 事業年度連結財務諸表に関する意見

1. 独立行政法人通則法第 39 条に規定する会計監査人新日本有限責任監査法人による機構の平成 24 事業年度の農業機械化促進業務勘定及び特例業務勘定に係る勘定別連結貸借対照表、勘定別連結損益計算書、勘定別連結キャッシュ・フロー計算書、勘定別連結剰余金計算書及び勘定別連結附属明細書（以下「勘定別連結財務諸表」という。）及び法人単位連結貸借対照表、法人単位連結損益計算書、法人単位連結キャッシュ・フロー計算書及び法人単位連結附属明細書（以下「法人単位連結財務諸表」という。）に関する監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
2. 機構の平成 24 事業年度勘定別連結財務諸表及び法人単位連結財務諸表は、法令及び諸規程に従って作成されており、機構の財政状態、運営状況を適正に示していると認めます。